

輸出統計品目表改正

平成 2 4 年財務省告示第 1 1 7 号

新				旧					
統計番号	品 名	単位		統計番号	品 名	単位			
03.07	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。） - かき （省 略） - かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。） - - <u>くん製したもの</u> - - <u>その他のもの</u> - クラム、コックル及びアーケシェル（ふねがい科、アイランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの） （省 略）			03.07	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。） - かき （同 左） - かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。） - - - <u>くん製したもの</u> - - - <u>その他のもの</u> - クラム、コックル及びアーケシェル（ふねがい科、アイランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの） （同 左）				
0307.11		}				0307.11	}		
0307.59						0307.59			
0307.60		100		K G		0307.60	100		K G
		900		K G			900		K G
0307.71	}			0307.71	}				
0307.99				0307.99					

輸入統計品目表改正

平成24年財務省告示第117号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
09.10	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、 カレーその他の香辛料			09.10	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、 カレーその他の香辛料		
0910.11	-しょうが			0910.11	-しょうが		
100	--破碎及び粉碎のいずれもしてないもの			100	--破碎及び粉碎のいずれもしてないもの		
	---塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの		KG	100	---塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの		KG
	----その他のもの			210	----その他のもの		
210	-----小売用の容器入りにしたもの		KG	210	-----小売用の容器入りにしたもの		KG
	-----その他のもの			291	-----生鮮のもの		KG
	<u>-----乾燥したもの（全形のものに限るものとし、 皮を除いてあるかないかを問わない。）</u>		KG	<u>299</u>	<u>-----その他のもの</u>		KG
	<u>-----その他のもの</u>						
	<u>291</u>		KG				
	<u>299</u>		KG				
0910.12	(省 略)			0910.12	(同 左)		
S				S			
0910.99				0910.99			
注	第12類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物			注	第12類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物		
	(省 略)				(同 左)		
号注	(省 略)			号注	(同 左)		
備考				備考	(新 規)		

輸入統計品目表改正

平成24年財務省告示第117号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
1	<p>あおじその果実、あさがおの種、アモムム・クサンティオイデスの種、アルピニア・オクシヒュルラの果実、いかりそうの葉、うつぼぐさの花、えびすぐさの種、エピメディウム・ウシャネンセの葉、エピメディウム・プベスケンスの葉、エピメディウム・ブレヴィコルヌの葉、エヴォディア・ボディニエリの果実、おおからすうりの種、おおばこの果実、種、葉及び花、おおみさんざしの果実、おかぜりの果実、おにゆりの葉、オランダびゆの果実、かきどおしの葉及び花、かきのきのがく、カシア・トラの種、かためんじその果実、かわらよもぎの花、きからすうりの種、きささげの果実、キトルス・アウランティウム（だいでいを含む。）の果実（未成熟のものに限る。）、きばないかりそうの葉、くこの果実及び葉、くちなしの果実、けいがいの花、げんのしょうこの葉及び花、ごしゆゆの果実、こぶしの花、ごぼうの果実、ざくろの果皮、ささくさの葉、さねぶとなつめの種、さんざしの果実、さんしゆゆの果実、しその果実及び葉、しなからすうりの種、しなれんぎょうの果実、しろみなんてんの果実、すいかずらの葉及び花、すおうの心材、せつこく属の植物の葉、だいふくびんろうの果皮、たむしばの花、ちようせんごみしの果実、ちよれいまいたけの菌核、ちりめんあおじその果実、ちりめんじその果実及び葉、とうがん（ベニンカサ・ケリフェラ品種エマルギナタを含む。）の種、とうきささげの果実、ときわいかりそうの葉、どくだみの葉及び花、ながばくこの果実、なつみかんの果実（未成熟のものに限る。）、なんてんの果実、ねなしかずらの種、のいばらの果実、はくもくれんの花、はつかの葉及び花、はまごうの果実、はまねなしかずらの種、はまびしの果実、びわの葉、びんろうの果皮、ふきたんぼぼの花、ふじまめの種、ふゆむしなつくさたけの子実体（宿主を付けたものに限る。）、ほざきいかりそうの葉、ほんごしゆゆの果実、マグノリア・スプレングェリの花、マグノリア・ピオンディイの花、まつほどの菌核、まめだおしの種、みつばはまごうの果実、ミロバランの果実、めはじきの葉及び花、リリウム・プミルムの葉、リリウム・ブロウニイ（はかたゆりを含む。）の葉、レオナルス・シビリクスの葉及び花、れんぎょうの果実並びにロファテルム・シネンセの葉</p>						
12.11	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を			12.11	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を		

輸入統計品目表改正

平成24年財務省告示第117号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
1211.20	(省 略)			1211.20	(同 左)		
1211.40				1211.40			
1211.90				1211.90			
	含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)				含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)		
	—その他のもの				—その他のもの		
	—ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウルシ葉、ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツス子、プランタゴプシリウム種、キナ皮、コンズランゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、 <u>りんどう属の植物の茎及び根</u> 、セネガ根、遠志、甘松香、コロンボ根、海葱 ^{もっ} 、ヤラツパ根、デリス根、インド蛇木根、木香 ^{しらん} 、白及、キューベ根、セメンシナその他のサントニン採取用のもの、麻黄、沈香 ^{かい} 、槐花、 <u>大黄並びに甘草</u>				—ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウルシ葉、ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツス子、プランタゴプシリウム種、キナ皮、コンズランゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、 <u>りんどう</u> 、 <u>ゲンチアナ根</u> 、セネガ根、遠志、甘松香、コロンボ根、海葱 ^{もっ} 、ヤラツパ根、デリス根、インド蛇木根、木香 ^{しらん} 、白及、キューベ根、セメンシナその他のサントニン採取用のもの、麻黄、沈香 ^{かい} 、槐花、 <u>大黄及び甘草</u>		
110	—セメンシナその他のサントニン採取用のもの、麻黄及び沈香		KG	110	—セメンシナその他のサントニン採取用のもの、麻黄及び沈香		KG
120	—甘草		KG	120	—甘草		KG
190	—その他のもの		KG	190	—その他のもの		KG
700	—除虫菊		KG	700	—除虫菊		KG
600	—大麻草		KG	600	—大麻草		KG
	—その他のもの				—その他のもの		
	— <u>茎、樹皮及び根並びにこの類の備考1の物品（乾燥したものに限るものとし、砕き又は粉状にしたものを除く。）</u>			<u>910</u>	<u>—びやくだん</u>		<u>KG</u>
				<u>920</u>	<u>—はとむぎ</u>		<u>KG</u>
				<u>990</u>	<u>—その他のもの</u>		<u>KG</u>

輸入統計品目表改正

平成24年財務省告示第117号

新				旧									
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位							
		I	II			I	II						
12.12	931	-----この類の備考1の物品		KG	12.12	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）							
	939	-----その他のもの		KG									
		----その他のもの											
	991	-----びやくだん		KG									
	992	-----はとむぎ		KG									
	999	-----その他のもの		KG									
1212.21		海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）			1212.21	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）							
		—海草その他の藻類											
		—食用に適するもの											
	100	----長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、1枚の面積が430平方センチメートル以下のもの	TH	KG									
	200	----あまのり属のもの及びこれを交えたもの（この号の100に掲げる物品を除く。）		KG									
		----その他のもの											
310	----ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）		KG	310	----ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）			KG					
	----わかめ（ウンダリア・ピンナティフィダ）								321	----乾燥したもの		KG	
	321	-----乾燥したもの											KG
		-----その他のもの											

輸入統計品目表改正

平成24年財務省告示第117号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	322	-----	常温保存のもの		322	-----	常温保存のもの
	329	-----	その他のもの		329	-----	その他のもの
	390	-----	その他のもの		390	-----	その他のもの
1212.29			(省 略)	1212.29			(同 左)
1212.99				1212.99			
15.02			牛、羊又はやぎの脂肪（第15.03項のものを除く。）	15.02			牛、羊又はやぎの脂肪（第15.03項のものを除く。）
1502.10			－タロー	1502.10			－タロー
			－ <u>牛のもの</u>				－ <u>牛脂</u>
	011	---	飼料用のもの		011	---	飼料用のもの
	019	---	その他のもの		019	---	その他のもの
	090	---	その他のもの		090	---	その他のもの
1502.90			－その他のもの	1502.90			－その他のもの
			－ <u>牛のもの</u>				－ <u>牛脂</u>
	011	---	飼料用のもの		011	---	飼料用のもの
	019	---	その他のもの		019	---	その他のもの
	090	---	その他のもの		090	---	その他のもの
16.05			甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	16.05			甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）
1605.10			(省 略)	1605.10			(同 左)
1605.40				1605.40			
			－軟体動物				－軟体動物
1605.51				1605.51			

輸入統計品目表改正

平成24年財務省告示第117号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
5	(省 略)			5	(同 左)		
1605.58				1605.58			
1605.59	---その他のもの			1605.59	---その他のもの		
	----いか				----いか		
	-----気密容器入りのもの				-----気密容器入りのもの		
111	-----米を含むもの		KG	111	-----米を含むもの		KG
119	-----その他のもの		KG	119	-----その他のもの		KG
	-----その他のもの				-----その他のもの		
191	-----米を含むもの		KG	191	-----米を含むもの		KG
199	-----その他のもの		KG	199	-----その他のもの		KG
	----その他のもの				----その他のもの		
210	---- <u>帆立貝</u> (いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミウス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。)		KG	210	---- <u>スキャロップ</u> (いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミウス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。)		KG
	----その他のもの				----その他のもの		
291	-----気密容器入りのもの		KG	291	-----気密容器入りのもの		KG
299	-----その他のもの		KG	299	-----その他のもの		KG
	-その他の水棲無脊椎動物				-その他の水棲無脊椎動物		
1605.61				1605.61			
5	(省 略)			5	(同 左)		
1605.69				1605.69			
22.06				22.06			
2206.00	その他の発酵酒 (例えば、りんご酒、なし酒及びミード) 並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物 (他の項に該当するものを除く。)			2206.00	その他の発酵酒 (例えば、りんご酒、なし酒及びミード) 並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物 (他の項に該当するものを除く。)		

輸入統計品目表改正

平成24年財務省告示第117号

新				旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
))			
100	－アルコール分が1%未満のもの	L	KG	100	－アルコール分が1%未満のもの	L	KG	
	－その他のもの				－その他のもの			
210	――清酒及び濁酒		L	210	――清酒及び濁酒		L	
	――その他のもの				――その他のもの			
221	―――発酵酒（清酒を除く。）と第20.09項又は第22.02項の物品との混合物		L	221	―――発酵酒（清酒を除く。）と第20.09項又は第22.02項の物品との混合物		L	
	―――その他のもの				―――その他のもの			
	<u>―――麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの</u>			<u>225</u>	<u>―――麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの</u>		<u>L</u>	
<u>223</u>	<u>―――酒税法第23条第2項第3号ロに規定するもの</u> <u>（発泡酒にスピリッツを加えたもの）</u>		<u>L</u>	<u>229</u>	<u>―――その他のもの</u>		<u>L</u>	
<u>224</u>	<u>―――その他のもの</u>		<u>L</u>					
	<u>―――その他のもの</u>							
<u>228</u>	<u>―――酒税法第23条第2項第3号イに規定するもの</u> <u>（糖類、ホップ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたもの）</u>		<u>L</u>					
<u>229</u>	<u>―――その他のもの</u>		<u>L</u>					